

土地改良区等の農業団体との連携についての手引き【要約版】(案)

～多面的機能支払交付金の活動組織で活躍されている皆様へ～

地域の農地・水・環境を守るため、土地改良区等との連携を検討してみませんか？

1 多面的機能支払活動をめぐる状況

(1) 多面的機能支払活動の実施状況

○全国各地で、農地・水・環境の保全向上に向け、多くの人々が多面的機能支払活動に取り組んでいます。

多面的機能支払活動は、現在、全国で26,000を超える活動組織によって、230万haを超える農地を対象に行われており（全国の農地の56%をカバー）、我が国の農業・農村を守るために欠かせないものとなっています。

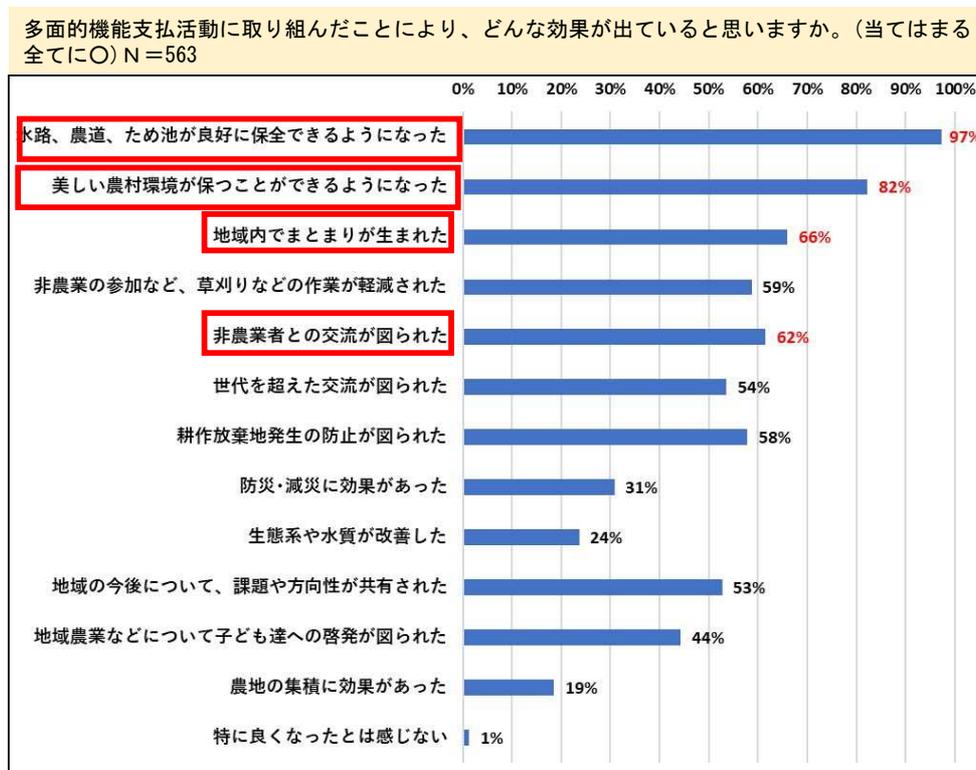
(2) 多面的機能支払活動の効果

○現在のあなたの地域は、もし活動していなかったら、どうなっていたでしょう？

アンケートによると、多面的機能支払活動に取り組むことにより、「水路、農道、ため池が良好に保全できるようになった」、「美しい農村環境を保つことができるようになった」、「地域内でまとまりが生まれた」、「非農業者との交流が図られた」などの意見が多く寄せられました。

また、多面的機能支払活動のカバー率が高いほど、①農業生産活動が活発、②地域コミュニティが活発（集落内の寄り合いの開催回数が多い）、③担い手への農地利用集積割合が高い、といったデータもあります。

多面的機能支払活動により、地域の農地・水・環境を守ることができることに加え、共同で活動することを通じて、地域の皆様のつながりや集落機能を維持していく上で好ましい影響が生じているのです。皆様の地域は、もし、多面的機能支払活動に取り組んでいなかったら、現在、どんな状況だったでしょうか。



多面的機能支払活動の効果（アンケート結果）

(資料:令和4年度多面的機能支払交付金 農業関係団体や教育機関等との連携に関する調査(全土連))

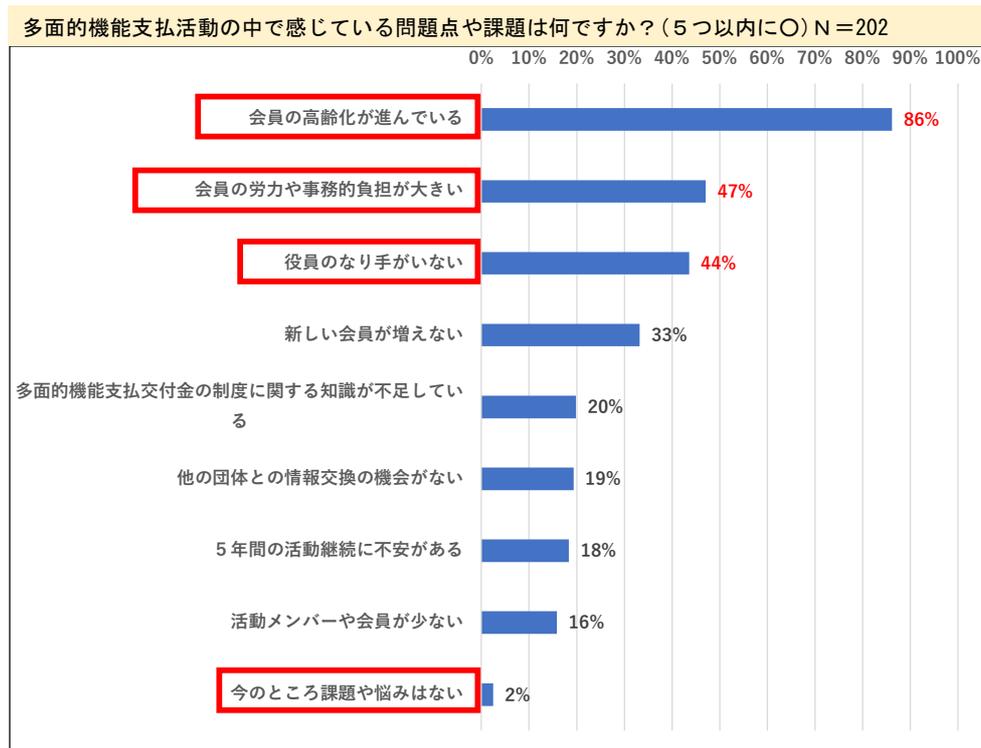
(3) 活動組織が抱える課題

○大変なのはどこも同じです。せっかくこれまで頑張ってきた活動を、地域や集落の未来のため、安定して続けていく方法はないでしょうか？

近年、全国的に高齢化や人口減少が進んでいます。このような中、特に、役員や事務処理を担当する人材の余力等が少ない小規模な活動組織では、多面的機能支払活動を取り止めてしまうケースも見られます。

アンケートによると、「今のところ問題はない」と答えた活動組織は、わずか2%です。逆に言えば、98%もの活動組織が、「役員の高齢化が進んでいる」、「事務負担が多い」、「役員のなり手がいない」等の問題を抱えています。

しかし、せっかくこれまで続けてきている多面的機能支払活動です。将来にわたって、地域の農地・水・環境を守り、地域の皆様のつながりや集落機能を維持していくため、安定して続けていくことができないでしょうか。



活動組織が抱える課題（アンケート結果）

（資料：令和3年度多面的機能支払交付金における推進体制強化に係るアンケート調査(全土連)）

2 土地改良区等との連携のメリット

- 活動組織と、土地改良区等の農業団体との連携強化を検討してみませんか？
- 双方にとって、Win-Winの関係を構築することが期待できます。

(1) 土地改良区とは

土地改良区とは、農業用の水路、取水堰や農地の整備を行ったり、それらの施設の維持管理を行う団体です。地域の農業者の発意により知事の認可によって設立されます。

(2) 活動組織と土地改良区の連携

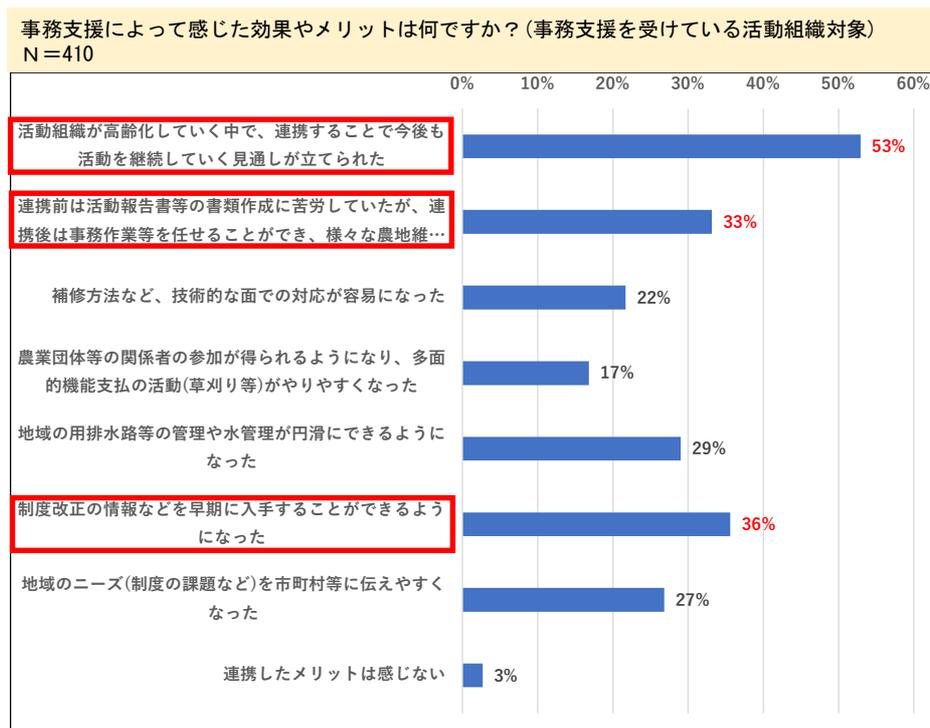
活動組織と土地改良区の活動範囲は重なるところもあるため、両者が連携して協力することで、お互いが不足する点を補うことができるようになります。例えば、活動組織は土地改良区へ事務委託を行うことにより、事務処理負担が軽減され、活動に専念できるようになります。また、土地改良区は、活動組織から施設の維持管理に協力を得られることで、きめ細かな維持管理や効率的な水利用に資することが期待できます。



(3) 活動組織のメリット

土地改良区等との連携を強化し、事務の委託等を進めていくことにより、以下のような効果が期待できます。

- ① 活動組織内の特定の人物に集中していた**事務処理等の負担が大幅に軽減**されます。
- ② **技術的な課題についても土地改良区の持つ知見を活用しやすくなり、工事発注など、技術力や経験を有する業務の遂行が容易**となります。
- ③ 土地改良区との意思疎通が容易となり、**活動対象の農地への円滑な用水供給等につながります**。



事務支援※によって感じた効果やメリット (アンケート結果)

(資料:令和4年度多面的機能支払交付金 農業関係団体や教育機関等との連携に関する調査(全土連))

※事務支援には土地改良区等への事務委託などを含みます。

3 土地改良区等との連携の主なパターン

○地域の実情に応じた取り組みやすい方法で、まずは連携を検討してみませんか？

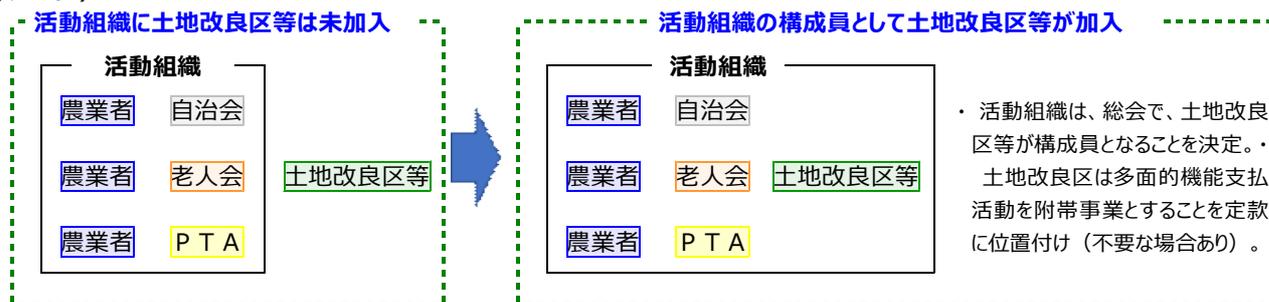
連携の方法には、いくつかのパターンがあります。連携の目的は、活動組織と土地改良区等の双方が、お互いに無理なく活動をやりやすくしていくことです。どのパターンが正解というわけではなく、地域の実情や、それぞれの意向を踏まえて、選択・対応していくべきです。

また、まずは土地改良区に活動組織の構成員となってもらうなど、取り組みやすいことから始め、お互いに実情がよく分かってきてから、事務を委託するようにするなど、段階的に連携を深めていくことも重要な視点です。

(1) パターン1（土地改良区等が活動組織の構成員となるパターン）

	メリット	その他
パターン1 土地改良区等が活動組織の構成員となる	活動組織の総会や普段の活動に、土地改良区等の役職員が参加することになります。その過程で、活動組織と土地改良区等の間で相互の情報共有を図ることができます。	土地改良区等が構成員になるだけでは、活動組織の事務の軽減には直接的にはつながりません。しかし、連携の第一歩であり、その後のステップアップの基礎になると考えられます。

(イメージ)



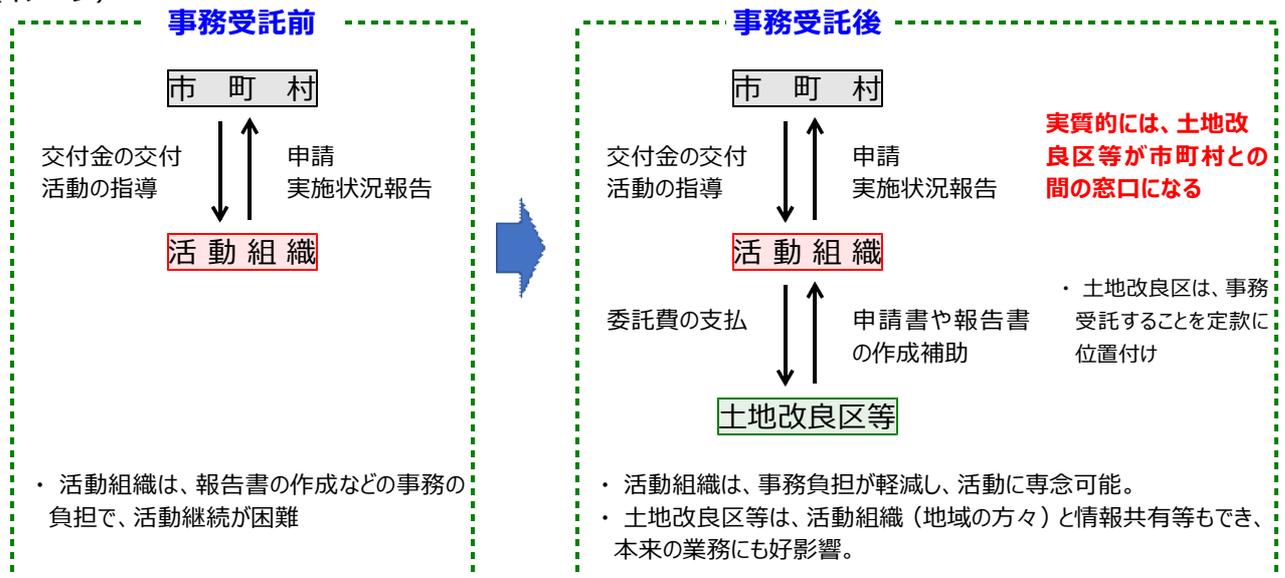
(2) パターン2（土地改良区等の役職員が日当をもらって活動組織の事務を処理するパターン）

	メリット	その他
パターン2 土地改良区等の役職員が日当をもらって活動組織の事務を処理する	活動組織も土地改良区等も組織としては特段の手續を要しません。ただし、活動組織が日当支払に係る処理をすることは必要です。	比較的手軽と考えられますが、組織間の連携ではなく、属人的な対応（≒アルバイト）であるため、制度的な安定性に欠けます。

(3) パターン3（土地改良区等が活動組織の事務を受託するパターン）

	メリット	その他
パターン3 土地改良区等が活動組織の事務を受託する	活動組織の事務労力が安定的に軽減できます。土地改良区等としても、受託料としての収入を得て安定的に事務を行うことができます。	活動組織と土地改良区等の連携の基本形と言えます。当該事務を土地改良区の附帯事業として定款に位置付ける必要があります。

(イメージ)

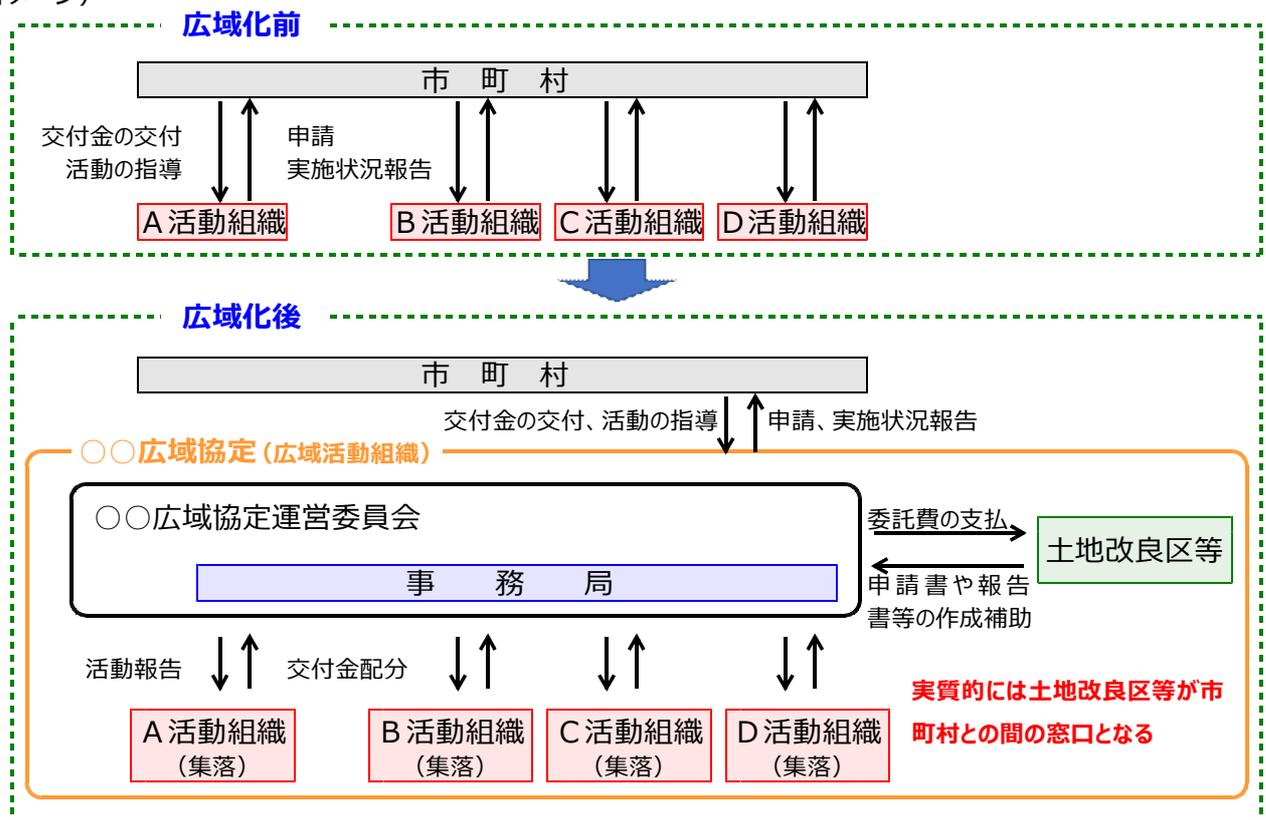


※ 事務を委託する内容（例）は、事業の管理に係るものとして、①実施状況報告書の作成、②年度活動計画の策定、③作業日報の作成、④作業写真整理などが、会計処理に係るものとしては、①証拠書類、②金銭出納簿作成、③備品管理台帳作成、④外部委託に係る契約書類の作成などがあります。

(4) パターン4（活動組織が広域化し、土地改良区等が広域活動組織の事務を受託するパターン）

	メリット	その他
パターン4 土地改良区等が、広域活動組織の事務を受託する	パターン3のメリットに加えて、活動組織が広域化することで、広域化によるメリット [※] も得ることができます。	パターン3と概ね同様ですが、広域協定事務局機能のどこまでを土地改良区等に委託するかなど、対応は地域ごとに様々です。

(イメージ)



※ 広域化によるメリット（スケールメリット）の例

- ① 事務作業を集約して委託を行うことで、各活動組織の経費負担が節減できます。
- ② 事務委託の他にも、工事発注、資材や物品の購入等をまとめて行うことで、経費を節減できます。
- ③ 活動組織間の連携により、施設の長寿命化のための活動において優先度の高い施設への予算の重点配分や、資機材、人材、技術力の融通が可能となります。
- ④ 活動組織単独ではハードルが高い学校教育や民間企業等との連携による取組が進めやすくなります。
- ⑤ 土地改良区等としても、広域化した活動組織の事務を行うため、より安定した収入となり、例えば専任の職員を採用できるようになります。

(5) パターン5（活動組織が土地改良区の「施設管理准組合員」となるパターン）

	メリット	その他
パターン5 活動組織が土地改良区の「施設管理准組合員」となる	土地改良区の総(代)会で、活動組織が意見を述べることができ、連携が制度的により安定したものとなります。土地改良区も活動組織に施設管理についての協力等を得られやすくなります。	活動組織から土地改良区への事務委託とセットで行うことにより、相互の連携が一層強固なものとなります。

施設管理准組合員とは？

土地改良法では、土地改良区が、定款で定めるところにより、一定の条件を満たす多面的機能支払活動の活動組織等を、施設管理准組合員とすることができることになっています。

土地改良区の施設管理准組合員となることで、活動組織は、土地改良区の総会又は総代会に出席して意見を述べる事が可能となります（同法第32条第4項）。他方で、施設管理准組合員は、土地改良施設の管理への協力を求められる場合があります（同法第36条の2）。

4 連携までの基本的な流れ

～土地改良区等が活動組織の事務を受託する場合（上記のパターン3の場合）～

一般的には下記の①～⑤の順に進めていくことになります。

① 活動組織と土地改良区等との連携の方向性の話し合い

市町村、都道府県レベルの多面的機能支払活動の推進組織、都道府県又は地方農政局の助言等も得ながら、連携の方向性（連携方法や連携内容の概要）を話し合いによって決めていきます。

話し合いの過程で、近隣の先進地の視察や、先進地の中心人物からの講話を組み込んだりすると、関係者の理解が進みやすいと考えられます。

土地改良区のエリアに複数の活動組織が存在する場合、活動組織の広域化も合わせて検討することにより、スケールメリット等の効果も生まれることが想定され、活動組織と土地改良区双方に有益と考えられます。その際、休止した活動組織やまだ活動に取り組んでいない集落がある場合、できればそれらの集落にも声を掛け、活動の再開等を促すことも望まれます。



② 土地改良区総(代)会での定款変更（土地改良区側での手続）

多面的機能支払活動やその事務受託を、土地改良区の附帯事業として実施することを土地改良区の定款に位置付けます。活動対象とする施設（土地改良区が行う管理事業との関係度）によって、定款への位置付け方が変わる場合がありますので、定款を認可する都道府県から指導・助言を得ながら対応します。

連携を一層強固なものとするため、施設管理准組合員制度の適用も検討するとよいでしょう。



③ 土地改良区が活動組織の構成員に加入するための承認（活動組織側での手続）

活動組織の総会で、土地改良区を構成員にすることを承認を得ます。その際、連携方法や連携内容の概要についても総会で議論し、承認を得ておく方がよいでしょう。



④ 事務委託等の詳細についての協議

活動組織と土地改良区等の事務局同士で、連携の詳細、つまり、受委託の対象となる事務の範囲、対象となる施設、費用、責任の所在などを話し合い、契約書や協議書として明確化します。



⑤ 活動組織と土地改良区等との連携の開始

連携を開始します。

連携を開始してからも、地域を取りまく環境は常に変化します。実際に取り組んでみて改良すべき点等があれば、必要に応じて随時見直しを行い、連携を一層強固かつお互いにメリットのあるものに成長させていくことが重要です。見直しを行う場合には、広域化や施設管理准組合員(土地改良区の場合)といったことも、取り組んでいない場合、視野に入れるとよいと思われます。

5 よくある質問

Q1 土地改良区とは普段からの付き合いがありません。いきなり事務委託を進めることは難しいのですが、どうしたらよいでしょうか。

土地改良区等と普段からの付き合いがない活動組織もいらっしゃると思います。

その場合、まずは、市町村、都道府県レベルの多面的機能支払活動の推進組織、都道府県又は地方農政局に、事務負担の軽減のために土地改良区等への事務委託を検討したい旨を相談した上で、土地改良区等との調整の仲介役をお願いすることが有効と考えられます。

Q2 活動組織から土地改良区等への事務委託の具体的な内容は、どのように決めたらよいですか。委託してはならない事務など、注意すべきことはありますか。

活動組織や土地改良区等の状況により、事務委託する内容は様々であると考えられます。活動組織と土地改良区等がお互いに話し合いを重ねて決めていくことが重要です。

事務委託してはいけない事務は特にありません。

Q3 土地改良区等への事務委託の経費（委託費）は、どのように決めたらよいですか。一般的な歩掛りなどがありますか。

地域の実情により委託内容や単価は様々であることから、一般的な歩掛りは定められていません。

事務委託の内容にもよりますが、活動組織においてこれまで当該事務作業に要している実績の時間数（人工）や土地改良区等の職員の人件費単価、又は近隣地区の事例等を基に、話し合いで決定しているケースが一般的です。

令和5年度に全土連が実施した、土地改良区等に事務委託をしている全国の活動組織に対する調査（N=135）の結果を示すと、委託金額の中央値は交付金額の7.4%であり、最小は0%（無料で受託）の地区から最大は20%超の地区まで※、地域の実情に応じて広範に分布していました。

※ 割合が0%の地区は、中山間地域等直接支払の事務局（受託契約）をしているので、多面支払についての事務は無料でサービスしているといった事情のある例です。

Q4 事務の委託を進めることに、デメリットもあるのではないですか。それらには、どのように対処したらよいですか。

土地改良区等へ事務を委託することにより、①委託費を支払う必要があることのほか、②事務委託することにより多面的機能支払活動に係る制度の理解度が低下する、③時間の経過と共に土地改良区等に頼りすぎる（活動組織の自立性が低下する）、といった意見があります。

一方、土地改良区等の立場に立つと、事務を受託することによって、①繁忙期に人員が不足する、②技術指導や行政組織との仲介を依頼されることによる負担感が増加する、といった意見があります。

地域によって土地改良区等の規模や状況は異なることから、事務委託を行うに当たり、土地改良区等の規模や実施している業務の量を踏まえ、対応可能な範囲（事務委託の内容や委託費用も含め）を、お互いによく検討・調整することが重要です。

その際、最初から全てを完全に調整するのは難しいので、まずは、できる範囲で（暫定的に）取組を開始してみ、その後の状況を踏まえながら、委託内容の再調整、委託金額の再調整、事務委託する活動組織の追加（又は活動組織の広域化）などを行い、ステップアップしていくという視点も重要と考えられます。